

国別障害関連情報 アルゼンチン共和国

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

令和3年2月
（2021年2月）

株式会社国際開発センター
株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング

人間
JR
21-005

本調査は、JICA が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ&コンサルティングに委託し、実施した。本調査の内容は2020年11月から2021年2月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と該当国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものであり、データ類の信憑性について JICA は責任を負わないものとする。

国別障害関連情報
アルゼンチン共和国
目次

1. 基礎指標	1
1-1. 基礎指標	1
1-2. 障害に関する指標.....	2
2. 障害関連政策	6
2-1. 障害関連行政制度.....	6
2-2. 障害関連法律の詳細.....	9
2-3. CRPD 批准による対応状況	13
2-4. 障害関連施策の状況.....	14
2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発 (CBR/CBID) の状況	22
2-6. 盲人, 視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況.....	23
2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響.....	23
3. 障害関連団体の活動概況.....	25
3-1. 障害当事者団体の活動概要.....	25
3-2. 障害者支援団体の活動概要.....	26
4. 参考資料	27

図表目次

表 1 アルゼンチンの障害関連担当機関	6
表 2 障害者／障害者の家族が受給可能な手当	18
表 3 障害者が受給できる年金一覧	19
表 4 都市、建物、輸送機関におけるアクセシビリティ基準	21
図 1 年齢層別の障害者の割合（5 歳以上）（2018）	4
図 2 困難のある生活機能別の割合（2018）	5
図 3 困難のある生活機能の原因（2018）	5

略語表

ANDIS	Agencia Nacional de Discapacidad	国家障害庁
CBID	Community-based Inclusive Development	地域に根ざしたインクルーシブ開発
CBR	Community-based Rehabilitation	地域に根ざしたリハビリテーション
CONADIS	Comisión Nacional Asesora para la Integración de las Personas con Discapacidad	国家障害者統合諮問委員会
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	国連障害者権利条約
DPO	Disabled People's Organization	障害者団体
INDEC	Instituto Nacional de Estadística y Censos	国家統計国勢調査機構
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
PND	Plan Nacional de Discapacidad	国家障害計画

1. 基礎指標

1-1. 基礎指標¹

1人当たり GDP	10,006.15 米ドル	2019 年
-----------	---------------	--------

セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比）	9.62 %	2018 年
教育（対 GDP 比）	5.46 %	2017 年
社会福祉（対 GDP 比）	1.84 %	2019 年

人口

総人口	44,938,710 人	2019 年
男性人口比率	48.77 %	
女性人口比率	51.23 %	
都市人口比率	91.99 %	
農村人口比率	8.01 %	
出生時平均余命（全体）	77 歳	2018 年
男性	73 歳	
女性	80 歳	

保健医療

栄養不足蔓延率	4 %	2018 年
新生児死亡率（1,000 人当たり）	6 人	2019 年

教育

教育制度		
初等教育年数	6 年	2020 年
義務教育年数	14 年	2019 年
成人識字率（全体）	99 %	2018 年
男性	99 %	2018 年
女性	99 %	2018 年

¹ 世界銀行 <https://data.worldbank.org/indicator>（参照 2021-01-08）に基づく。

就学率		
初等教育 ² （総就学率）		2017年
全体	110 %	
男子	110 %	
女子	110 %	
中等教育 ³ （総就学率）		2017年
全体	109 %	
男子	107 %	
女子	111 %	
高等教育 ⁴ （総就学率）		2017年
全体	90 %	
男子	68 %	
女子	113 %	

雇用

失業率（全体）	10.4 %	2020年
男性	9.6 %	
女性	11.5 %	

1-2. 障害に関する指標

1-2-1. 障害の定義

アルゼンチン共和国（以下、「アルゼンチン」）では、1981年制定の包括的障害者保護制度法（法律第22431号。Sistema de Protección Integral de los Discapacitados。以下、「障害者保護法」）第2条において、障害者を「年齢や社会環境に関連して、家族、社会、教育、労働における統合に多大な不利益をもたらす身体的または精神的な機能上の変化を永続的もしくは長期的に負っている人」⁵と定義している。2008年の国連障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」）批准を受け、この定義をCRPD第1条による定義に修正する必要があるとの認識から、2018年にアルゼンチン上下院議員より条文改正の要望が出されている⁶。その後の条文の改正については、本調査では確認できなかった。なお、障害者権利委員会に2010年に提出した政府報告書⁷（以下、「政府報告」）では、CRPDに準じた障害者の定義、すなわち「長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的

² 初等教育7年（6～12歳）。初等教育就学前1年間（5歳児）は義務教育。

³ 中等教育2年（13～14歳）、理工系及びブエノス・アイレス大学付属中等部3年（13～15歳）

⁴ 文科系高等教育3年（15歳～17歳）、理工系及びブエノス・アイレス大学付属高等部3年（16～18歳）

⁵ <http://servicios.infoleg.gob.ar/infolegInternet/anexos/20000-24999/20620/texact.htm>（参照2021-01-12）

⁶ <https://www.hcdn.gob.ar/proyectos/proyecto.jsp?exp=2123-D-2018>（参照2021-01-25）

⁷ United Nations Human Rights Office of the High Commissioner ウェブサイト
https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD%2fC%2fARG%2f1&Lang=en（参照2021-02-12）

な機能障害であって、さまざまな障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者」を採用している。

1-2-2. 障害に関する統計整備状況

アルゼンチン政府が障害者権利委員会に2018年に提出した第2・第3連結定期報告⁸（以下、「定期報告」）によれば、アルゼンチンでは、障害に関する統計として、国家統計国勢調査機構（Instituto Nacional de Estadística y Censos。以下、「INDEC」）が実施する人口・世帯・住宅国勢調査（Censo Nacional de Población, Hogares y Viviendas。以下、「国勢調査」）と、国家家計支出調査（Encuesta Nacional de Gastos de los Hogares）が使用されている。

2010年に実施された国勢調査では、障害に関する設問として、困難または永続的な機能制限のある人の数及び、困難の種類についての設問が含まれた。また、2020年に実施予定⁹とされていた国勢調査に向けた事前の試験的調査が行われ、障害統計に関する国連ワシントン・グループ短縮質問紙セットが含まれた。

また、2017年10月から2018年9月に実施された国家家計支出調査では、長期的に困難な特定の動作（歩行、移動、物を掴む動作など）と、統一障害証明書（Certificado Único de Discapacidad。以下、「障害証明書」）の取得についての設問が盛り込まれた。

一方、障害に特化した統計を収集することを目的として、INDECは国家障害庁（Agencia Nacional de Discapacidad。以下、「ANDIS」）とともに、2018年に全国障害者調査（Estudio Nacional Sobre el Perfil de las Personas con Discapacidad）を実施した¹⁰。

全国障害者調査における障害に関する質問項目では、機能別に6つ（身体、視覚、聴覚、精神・知的、セルフケア、言語・コミュニケーション）に分類し、各機能の制限の程度を「苦勞はない」、「少し難しい」、「非常に難しい」、「全くできない」の4段階で質問している。そして、各機能について以下のように回答した人を「機能上の困難のある人」と分類している。

- ・ 手や腕を使って小さな物を掴む、持ち上げる、歩行、階段を昇ることが「非常に難しい」または「全くできない」（身体）
- ・ 眼鏡やコンタクトレンズを使用しても見ることが「非常に難しい」または「全くできない」（視覚）
- ・ 補聴器や人工内耳の使用者あるいはそれらを使用しないが聴くことが「非常に難しい」または「全くできない」（聴覚）
- ・ 他人が話すことを理解する、学習する、思い出す、関心のあることに集中する、行動を制御することが「非常に難しい」または「全くできない」（精神・知的）
- ・ 自力での入浴や着替えが「非常に難しい」または「全くできない」（13歳以上）。（セルフケア）
- ・ 会話または意思疎通を行う際に、他者から理解されることが「非常に難しい」または

⁸ United Nations Human Rights Office of the High Commissioner ウェブサイト
https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD%2fC%2fARG%2f2-3&Lang=en
 （参照 2021-02-12）

⁹ 2021年1月時点で、調査結果は公表されていない。また、コロナ禍の影響による調査の遅延等に関する正確な情報は不明である。<https://www.indec.gov.ar/indec/web/Institucional-Indec-Gacetillas>（参照 2021-01-12）

¹⁰ <https://www.indec.gov.ar/indec/web/Nivel4-Tema-2-21-143>（参照 2021-01-12）、
https://www.indec.gov.ar/ftp/cuadros/poblacion/estudio_discapacidad_12_18.pdf（参照 2021-01-12）

「全くできない」(言語・コミュニケーション)

同調査によると、全国民に対する障害者の割合は10.2%である。

1-2-3. その他統計¹¹

障害者数(全体) ¹²	3,571,983人	全人口の10.2%	2018年
男性	1,625,252人		
女性	1,946,731人		

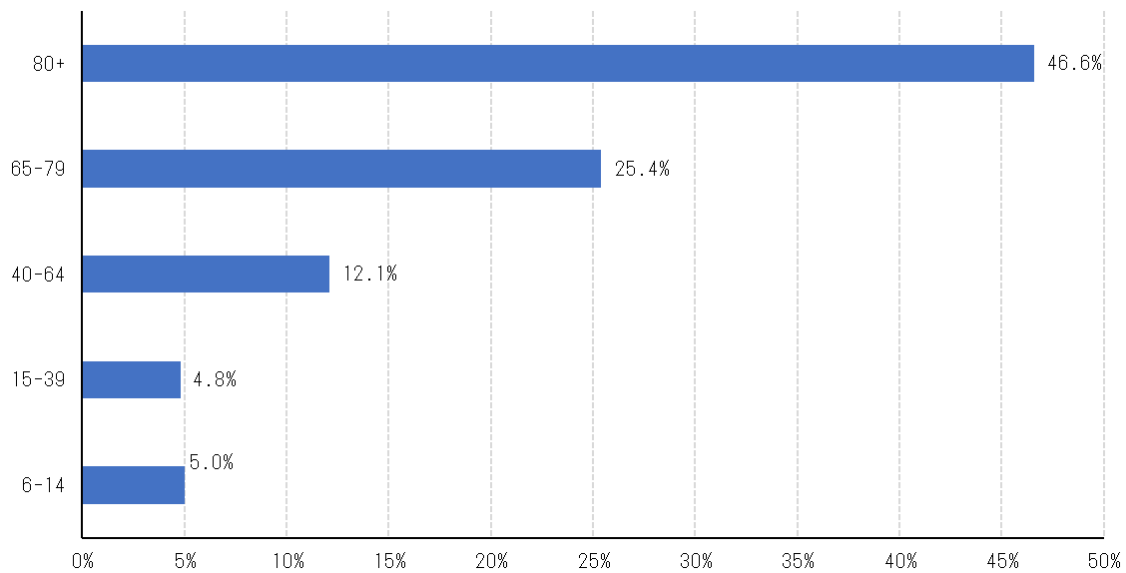


図1 年齢層別の障害者の割合(5歳以上)(2018)

出所: INDEC, 全国障害者調査(2018)を基に調査チームが作成

¹¹ 本項で使用した全国障害者調査(2018)はすべて6歳以上の障害者を対象としている。

¹² INDEC, 全国障害者調査(2018)。障害者数(全体)に入手できた性別割合(男性45.5%、女性54.5%)を乗じて各人数を算出した。

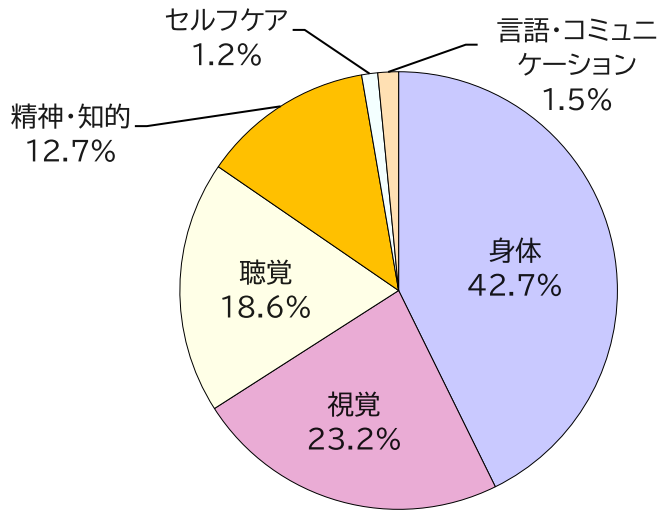


図2 困難のある生活機能別の割合 (2018)

出所：INDEC,全国障害者調査 (2018) を基に調査チームが作成

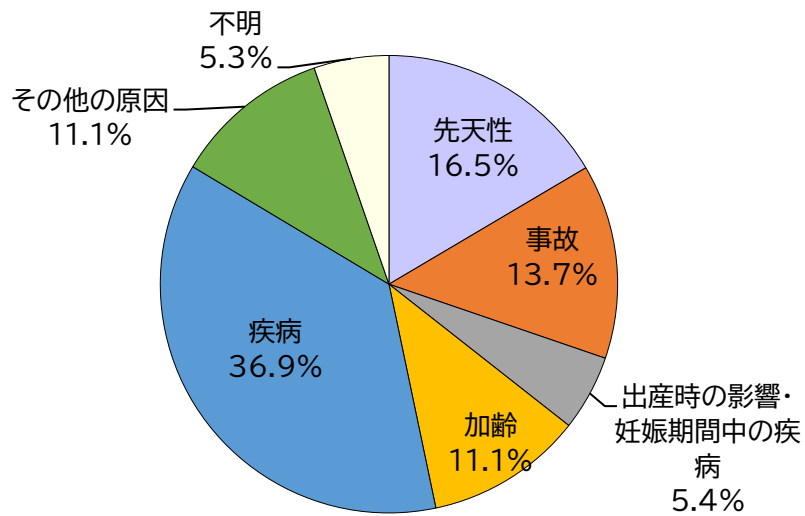


図3 困難のある生活機能の原因 (2018)

出所：INDEC,全国障害者調査 (2018) を基に調査チームが作成

2. 障害関連政策

2-1. 障害関連行政制度

【中央政府行政】¹³

アルゼンチンでは従来、国家障害者統合諮問委員会¹⁴（Comisión Nacional Asesora para la Integración de las Personas con Discapacidad。以下、「CONADIS」）が条約実施のフォーカルポイントとして国の障害者関連政策の立案・調整を担っていた。しかし、アルゼンチン政府の政府報告（2010年）に対して障害者権利委員会が発出した総括所見（2012年）の中で、CONADISについての指摘事項として、政府内の地位が低く、政府内の全階層・全部門によるCRPDの履行推進に実効性が乏しいという懸念が示された。これを受けて2017年に、障害者関連政策が国の制度や行政組織において適切に位置づけられるよう、ANDISが創設された。

ANDISは、従来のCONADIS、国家福祉給付委員会（Comisión Nacional de Pensiones Asistenciales）の障害年金担当部署、国立リハビリテーション局（Servicio Nacional de Rehabilitación）、保健包摂連邦プログラム（Programa Federal INCLUIR SALUD）が担っていた責務を一元管理する組織である。また、法的、財政的に独立した機関であり、各種報告は大統領事務総局へ直接行うことになっている。国家障害計画¹⁵（Plan Nacional de Discapacidad。以下、「PND」）では、ANDISの目的を、「CRPDの原則と義務に沿った、障害者の完全な社会包摂を推進するための公共政策の策定をする」こととしている。そして、その基本戦略に「市民参画の推進」と「省庁間・省庁内の調整強化」を定め、障害者が自立した生活を享受できるように全省庁が障害に関する課題に横断的に取り組み、必要な政策を策定することを示している。ANDISには、副大統領を委員長とする省庁間委員会が設置されている。

障害関連担当機関

表1 アルゼンチンの障害関連担当機関

No.	機関名	概要
1	国家障害庁 ¹⁶ (ANDIS)	<ul style="list-style-type: none"> ・ PND など、障害者関連政策の立案、策定、実施 ・ 政府内・省庁間の調整 ・ 障害証明書の発行 ・ 社会的弱者のための保健包摂連邦プログラム、リハビリテーション事業、全国障害者調査の実施 ・ 政府・市民団体・一般市民の各代表を対象とした PND 立案のための地域別ワークショップの開催

¹³ 政府報告への総括所見（2012年）、定期報告より収集・編集。

¹⁴ 設立年不明

¹⁵ <https://www.argentina.gob.ar/andis/plan-nacional-de-discapacidad>（参照 2021-01-15）

¹⁶ <https://www.argentina.gob.ar/como-obtener-el-certificado-unico-de-discapacidad-cud>（参照 2021-01-15）

2	<p>労働・雇用・社会保障省¹⁷ (Ministerio de Trabajo, Empleo y Seguridad Social)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の雇用促進を目的とした各種事業や職業訓練の策定と実施 ・ 障害者の公共セクターへの就職支援・相談 ・ 社会的弱者の生活の質を改善するための各種事業の実施（教育・医療サービス等の提供、地域活動の組織化、管理スキルやネットワーキングスキルの育成を促進する新たな職業的・社会組織訓練など）
3	<p>内閣官房¹⁸ (Jefatura de Gabinete de Ministros。旧、近代化省 Ministerio de Modernización)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者雇用を支援するための、権利と機会の保障（合理的配慮の提供や差別解消など） ・ 障害のある労働者及び職場の非障害者への情報提供・助言 ・ 障害者の雇用機会の創出や均等待遇の促進に関する公務員への研修 ・ 障害者に関する意識啓発、人権尊重、障壁・先入観の排除を目的とした市民に対する研修実施 ・ 労働市場における障害者包摂の好事例の共有のための雇用セミナーの開催
4	<p>教育省¹⁹ (Ministerio de Educación)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ インクルーシブ教育の推進及び、それに必要な支援機器、合理的配慮等の支援提供
5	<p>連邦教育審議局²⁰ (Secretaría de Consejo Federal de Educación, Ministerio de Educación)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育省直下に属し、教育省との連携によりインクルーシブ教育を推進する審議会事務局 ・ 審議会構成員は全 23 州及びブエノス・アイレス自治市特別区の代表者各 1 名と事務局長 1 名

¹⁷ マクリ政権下の 2018 年に農産業省とともに工業生産・労働省として統合された。
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2018/09/4e6ea4718b93f785.html>（参照 2021-01-15）。その後 2019 年のフェルナンデス政権発足後に再度編成が行われ、2021 年 1 月時点で、労働・雇用・社会保障省として存続している。
<https://www.argentina.gob.ar/trabajo>（参照 2021-01-15）

¹⁸ 2018 年に近代化省の機能が内閣官房に統合され、近代化省、環境・持続可能開発省、観光省が「庁」として併合された。2021 年 1 月時点で内閣官房としてその機能を存続している。
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2018/09/4e6ea4718b93f785.html>（参照 2021-01-15）、<https://www.argentina.gob.ar/jefatura>（参照 2021-01-15）

¹⁹ 2018 年に文化庁、科学技術庁とともに教育・文化・科学技術省として統合された。
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2018/09/4e6ea4718b93f785.html>（参照 2021-01-15）。その後 2019 年に再度編成が行われ、2021 年 1 月時点で、教育省として存続している。<https://www.argentina.gob.ar/educacion>（参照 2021-01-15）

²⁰ <https://www.argentina.gob.ar/educacion/consejofederaleducacion>（参照 2021-01-25）、
https://mapadestado.jefatura.gob.ar/estructura_oescalar.php?n1=015（参照 2021-01-25）

6	社会開発省 ²¹ (Ministerio de Desarrollo Social)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者団体 (Disabled People' s Organization。以下、「DPO」) を含む市民団体の強化を目的とする事業 (助成、専門技術支援等) の実施
7	司法・人権省 (Ministerio de Justicia y Derechos Humanos)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者のための全国司法制度支援事業²²の実施 ・ 障害者・司法・国家に関する連邦ネットワークの運営 ・ 障害に関する情報周知を目的としたポータルサイト「司法の声」(Voces por la Justicia)の運営
8	差別・排外主義・人種主義撲滅庁 ²³ (Instituto Nacional contra la Discriminación, la Xenofobia y el Racismo)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者に対する差別を含むあらゆる差別を撲滅するための国家政策の策定、市民団体との調整 ・ 差別撲滅計画の作成 ・ DPO を含む市民団体の登録及び活動の支援 ・ 障害者に対する差別撤廃のための政策に市民団体の意見を反映するための作業部会の招集 ・ 差別に関する紛争の早期解決支援 ・ 差別苦情案件の調査と報告書の作成 ・ アクセシビリティや差別解消に関する研修、相談、技術支援

出所：定期報告及び各省庁のウェブサイトを基に調査チームが作成

国内調整委員会設置状況²⁴

CRPD の履行推進のため省庁間の調整を行う ANDIS のほか、以下の委員会が政策実施の支援に当たる。

委員会名称	副大統領主宰省庁間委員会 (Comisión Interministerial presidida, de manera honorífica, por la Vicepresidente de la Nación)
委員会メンバー	各省庁担当部署 (委員長：副大統領)
役割と実施状況	CRPD の効果的な履行に向けた、セクター間、省庁間、国の他の機関間での戦略的連携を行うことを目的として、障害者関連活動の調整を行う。

²¹ 2018年に保健省とともに保健・社会開発省として統合された。

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2018/09/4e6ea4718b93f785.html> (参照 2021-01-15)。その後 2019年に再度編成が行われ、2021年1月時点で、社会開発省として存続している。<https://www.argentina.gob.ar/desarrollosocial> (参照 2021-01-15)

²² <https://www.argentina.gob.ar/noticias/adajus-acceder-la-justicia-en-igualdad-de-condiciones> (参照 2021-01-15)

²³ <https://www.argentina.gob.ar/inadi> (参照 2021-01-15)

²⁴ 定期報告、ANDIS Informe de Gestión より収集・編集。<https://jxc.com.ar/rendicion-de-cuentas/recursos/Discapacidad.pdf> (参照 2021-01-15)

委員会名称	諮問委員会 (Comité Asesor)
委員会メンバー	障害者問題に取り組む国内非政府組織 (Non-governmental organization。以下、「NGO」)
役割と実施状況	1987年法令 1101号に基づき、国家障害者統合諮問委員会 (以下、「統合諮問委員会」) によって設立された委員会。 目的は、統合諮問委員会への定期的な報告、障害者の現状と課題に関する報告の実施、事業の提案、内規の策定の提案などである。 DPO等への市民社会の視点による支援も行う。

委員会名称	障害者のためのプログラム調整委員会 (Comité Coordinador de Programas para Personas con Discapacidad)
委員会メンバー	ANDIS その他 (詳細不明)
役割と実施状況	ANDIS が議長を務める。CRPD に沿って、障害者とその家族の生活の質を高めるさまざまな事業の実施を促進する。

委員会名称	盲導犬及び介助犬に関する技術委員会 (Comité Técnico de Perros Guía y de Asistencia)
委員会メンバー	ANDIS、司法人権省、交通省、差別・排外主義・人種主義撲滅庁、連邦障害審議会、盲導犬利用者、介助犬利用者、訓練センター
役割と実施状況	ANDIS が所轄機関として、盲導犬、介助犬の利用による障害者のアクセス、移動、滞在の権利に関する技術的支援や助言を行う。

【地方政府行政】²⁵

アルゼンチンの行政区画は 23 の州 (provincia) とブエノス・アイレス自治市特別区に分かれる。国・州・市町村が対話を行い、障害者に関する政策や行動を計画する場として連邦障害者審議会 (Consejo Federal de Discapacidad) を設けている。CRPD の枠組みに沿って、すべての行政レベルにおける障害者関連政策の整備及び推進をする手段として、障害者に関する連邦協定を作成している。

2-2. 障害関連法律の詳細²⁶

アルゼンチンでは、2008 年の CRPD 批准に先んじ、1973 年の障害者退職年金給付法、1981 年の障害者保護法、1986 年の障害者の職業リハビリテーションと雇用法など、障害者の権利等に関するさまざまな法律が制定された。CRPD 批准後は、これら従来の法律の改正や、障害者のアクセシビリティに関する法律などを制定している。

²⁵ 定期報告より収集・編集

²⁶ 定期報告、各法律の関連ウェブサイトよりより収集・編集。

障害者の権利等に関連する主な法律は、年代の新しいものから順に以下のとおりである。

法律名	ウェブページ情報アクセシビリティ法 ²⁷ （法律 26653 号。Accesibilidad de la Información en las Páginas Web）
施行年	2010 年
概要	国の省庁、国営企業、公共事業受託業者は、障害者がその情報内容を利用でき、かつ確実に機会均等となるよう、アクセシビリティ基準・義務項目に準じてウェブページをデザインするよう定めている。

法律名	視聴覚コミュニケーションサービス法 ²⁸ （法律 26522 号。Servicios de Comunicación Audiovisual）
施行年	2009 年
概要	無料放送、地方ケーブル局制作・放送、情報・教育・文化的内容及び一般向けのテレビ・ラジオ番組には字幕、手話、音声描写を含むよう定めている。

法律名	国家教育法 ²⁹ （法律 26206 号。Ley Nacional de Educación）
施行年	2006 年
概要	特別支援教育の章を設け、インクルーシブ教育の原則に基づいて特別支援教育が行なわれるよう明記している。

法律名	障害者のための基本サービス・包括ケア制度法 ³⁰ （法律 24901 号。Sistema de Prestaciones Básicas en Habilitación y Rehabilitación Integral a favor de las Personas con Discapacidad。以下、「障害者基本サービス法」）
施行年	1997 年
概要	機能障害の予防、支援、促進、保護を含む基本的なサービスと包括的ケアを提供する制度を定めた法律。障害者が必要とする基本サービスを規定しており、国の社会保障制度を通して基本サービスの提供が義務付けられている。社会保障制度の適用を受けていない障害者も利用資格が与えられている。基本サービス提供組織は担当職員等への研修実施が義務付けられている。また、基本サービスの利用には、障害者保護法で定められた障害証明書の保持が求められている。

²⁷ <http://servicios.infoleg.gob.ar/infolegInternet/anexos/175000-179999/175694/norma.htm>（参照 2021-01-17）

²⁸ <http://servicios.infoleg.gob.ar/infolegInternet/anexos/155000-159999/158649/texact.htm>（参照 2021-01-17）

²⁹ <http://servicios.infoleg.gob.ar/infolegInternet/anexos/120000-124999/123542/texact.htm>（参照 2021-01-17）

³⁰ <http://servicios.infoleg.gob.ar/infolegInternet/verNorma.do?id=47677>（参照 2021-01-17）

法律名	移動制限のある者のアクセシビリティ法 ³¹ （法律 24314 号。Accesibilidad de Personas con Movilidad Reducida）
施行年	1994 年
概要	道路・歩道、公共施設、公共の建物（官民間問わず）・住宅施設、公共交通機関などの物理的環境へのアクセシビリティについて定めている。障害者保護法の条項から独立した法律。

法律名	障害者の職業リハビリテーションと雇用法 ³² （法律 23462 号。Convenio sobre la readaptación profesional y el empleo de personas inválidas）
施行年	1986 年
概要	身体、精神障害者が再度仕事に就くことができるよう、職業訓練の要素を含んだリハビリテーションを行うことを定めた法律。

法律名	障害者保護法 ³³ （法律 22431 号。Sistema de protección integral de los discapacitados）
施行年	1981 年
概要	医療、教育、社会保障を受けられる権利を保障することで、障害者を包括的に保護する法律。障害による不利益をなくすための免除・奨励措置や社会の一員としての役割を遂行するための機会提供措置も含む。障害証明書発行はこの法律を根拠としている。

法律名	障害者退職年金給付法 ³⁴ （法律 20475 号）
施行年	1973 年
概要	医療、教育、社会保障を受けられる権利を保障することで、障害者を包括的に保護する法律。障害による不利益をなくすための免除・奨励措置や、社会の一員としての役割を遂行するための機会提供措置も含む。

その他にも障害者に関する規則として以下が定められている。

2016 年 障害のある生徒の認定と教育制度への包摂に関する規則（連邦教育審議会第 311 号）³⁵

³¹ <http://servicios.infoleg.gob.ar/infolegInternet/anexos/0-4999/713/norma.htm>（参照 2021-01-17）

³² <https://www.mindbank.info/item/5616>（参照 2021-01-17）、<http://servicios.infoleg.gob.ar/infolegInternet/anexos/20000-24999/21988/norma.htm>（参照 2021-01-17）

³³ <http://servicios.infoleg.gob.ar/infolegInternet/anexos/20000-24999/20620/norma.htm>（参照 2021-01-17）

³⁴ <https://www.mindbank.info/item/5627>、<https://www.argentina.gob.ar/normativa/nacional/ley-20475-42429/texto>（参照 2021-01-17）

³⁵ <https://www.argentina.gob.ar/educacion-inclusiva-iniciativas-y-programas/discapacidad>（参照 2021-01-17）

その他の障害者の権利と関係する主な法律には以下のものがある。

法律名	国家精神衛生法 ³⁶ (法律 26657 号。Derecho a la Protección de la Salud Mental)
施行年	2010 年
概要	国民の精神衛生の保護、精神障害者による人権享受の保障、関連項目を定める法律。

法律名	差別禁止法 ³⁷ (法律 23592 号。Medidas contra actos discriminatorios)
施行年	1988 年
概要	憲法 75 条にある差別禁止に基づき、身体的特徴を含むあらゆる形の差別を禁止している。

【障害者政策】³⁸

アルゼンチンにおける障害関連の柱となる政策は、2017年に策定された「PND2017-2022」³⁹である。ANDIS は同計画に基づいて創設され、また、官民での障害者雇用促進を含む、障害者の完全な社会包摂を推進するための政策の枠組みとなっている。

政策名	国家障害計画 (PND) 2017-2022
施行年	2017 年
概要	CRPD に準拠し、障害者の完全な社会参加、他者と同様の平等な条件を確保に向けて障害者の権利を保障するための公共政策である。基本理念は「包摂」、「多様性」、「共同体のコミットメント」であり、市民参画の推進と省庁間・省庁内の調整を戦略の中核に位置付けている。また、計画の適用状況の監視と評価のための具体的な行動の確立を目指す。

政策名	国家アクセシビリティ計画 ⁴⁰ (Plan Nacional de Accesibilidad)
施行年	2003 年
概要	連邦障害審議会を通じて、CONADIS により策定された計画。政府機関、障害者関連の NGO、障害者、専門家との協力の下、ブエノス・アイレス自治市特別区及び全国の州・市町村がともに障害者のアクセシビリティの改善に向けた取り組みを行う。計画は特に地域社会での変革プロセスに焦点を当てている。

³⁶ <http://servicios.infoleg.gob.ar/infolegInternet/anexos/175000-179999/175977/norma.htm> (参照 2021-01-17)

³⁷ <http://servicios.infoleg.gob.ar/infolegInternet/anexos/20000-24999/20465/norma.htm> (参照 2021-01-17)

³⁸ 定期報告、各政策の関連ページより抜粋・編集

³⁹ <https://www.casarsada.gob.ar/la-vicepresidente/ultimas-noticias/39558-plan-nacional-de-discapacidad>, <https://www.mindbank.info/item/2019>, https://www.argentina.gob.ar/sites/default/files/plan_nacional_discapacidad_imagenes_04-2018.pdf (参照 2021-01-17)

⁴⁰ <https://www.mindbank.info/item/2019> (参照 2021-01-17)

また、以下の計画に障害の課題が含まれている。

- ・ 国家精神保健計画 2013⁴¹ (Plan Nacional de Salud Mental 2013)

2-3. CRPD 批准による対応状況

アルゼンチン政府は 2008 年 9 月 2 日に CRPD 及び選択議定書を批准した。政府報告書を 2010 年 10 月 6 日に障害者権利委員会に提出し、受理されている。同委員会からは 2012 年 5 月 16 日に質問事項が提示され、アルゼンチン政府は 2012 年 9 月 5 日に回答書を提出した。市民団体からのパラレルレポートは 2012 年に 1 団体⁴²から 3 報告が提出されている⁴³。そして 2012 年 10 月 19 日に同委員会より総括所見が発出された。

アルゼンチン政府は 2018 年 10 月 2 日に定期報告を同委員会に提出し、受理されている。2021 年 1 月時点で、同委員会による定期報告についての総括所見は発出されていない。

総括所見では、政治的・透明性・平等選挙民主化法⁴⁴ (2009 年) で政治的・代表制の民主化、透明性、選挙における平等を定めた点や、視聴覚コミュニケーションサービス法 (2009 年) で無料放送、地方ケーブル局、情報・教育・文化的内容及び大衆向けのテレビ・ラジオ番組に字幕、手話、音声描写を含むよう定めた点を評価している。また、障害・職業統合ユニット⁴⁵と呼ばれる最高裁判所に属する機関の創設や、司法行政機関での手続き等で障害者を支援する制度の導入、保健・障害技術センターの設立も評価している。保健・障害技術センターは、障害者が直面するさまざまな制限を取り除くために、手頃な価格でより良い技術支援 (ayudas técnicas) を提供する市場へ障害者がアクセスできるような取り組みを行うほか、自治体に対して、義肢装具や支援機器の製作に関するワークショップ、電気医療機器の使用に関する技術支援プログラムなど各種の技術的支援を行っている。

他方、以下の点が推奨事項として挙げられている。

- ・ CRPD の原則と規定、特に法の前に等しく認められる権利に関して、すべての連邦・州・地方自治体の法律を CRPD に準拠させること
- ・ そのプロセスに障害者の代表団体を効果的に参画させる
- ・ CRPD で定められている障害者のすべて権利の実現を可能とする、一貫性があり、広範かつ包括的な戦略を策定すること
- ・ 同戦略の計画・実施・モニタリング・評価において、障害のある女性や子どもを含む障害者が積極的に関与できるよう実効性のある措置を講じること
- ・ 障害証明書制度が全国一律に効果的に実施されることを保障する対策を講じること
- ・ 国立リハビリテーション局⁴⁶が発行時に使用している認定基準を標準化すること
- ・ すべての州が障害者基本サービス法を遵守すること

⁴¹ <https://www.mindbank.info/item/4044> (参照 2021-01-17)

⁴² 市民権ムーブメント (Movimiento por los derechos ciudadanos)。

⁴³ このほか、5 団体合同 (障害者の権利ネットワーク (Red por los Derechos de las Personas con Discapacidad)、法的及び社会的調査センター (Centro de Estudios Legales y Sociales)、盲人・弱視者組織アルゼンチン連盟 (Federación Argentina de Instituciones de Ciegos y Ambliopia)、知的障害者ケア団体アルゼンチン連盟 (Federación Argentina de Entidades Pro Atención a las Personas con Discapacidad Intelectual)、市民権協会 (Asociación por los Derechos Civiles) による 2 報告書があるが、提出年月日は不明。

⁴⁴ <http://servicios.infoleg.gob.ar/infolegInternet/anexos/160000-164999/161453/norma.htm> (参照 2021-01-17)

⁴⁵ 政府報告・定期報告ともに同ユニットの詳細情報は記載なし。

⁴⁶ 総括所見発出時には同局が障害証明書を発行していたが、ANDIS がその役割を継承した。

このほか、次項で述べる各分野に関わる推奨事項は、各項で述べる。

2-4. 障害関連施策の状況

① リハビリテーションを含む医療サービス⁴⁷

アルゼンチンでは障害者保護法に基づき、障害証明書制度が導入されている。同法では、医療、教育、社会保障などのサービスを包括的に提供することで障害者を保護することが定められており、これらのサービスを受けるためには障害証明書の取得が条件となっている。

障害証明書は、障害者の申請に基づいて ANDIS が発行している。発行のための審査基準は、世界保健機関（World Health Organization）の国際疾病分類第 10 回改訂版（International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems : ICD-10）、国際生活機能分類（International Classification of Functioning, Disability and Health）及び、保健省に以前設置されていた国立リハビリテーション局⁴⁸の規則（2015 年）に基づいて作られた基準を用いている。審査委員会は申請者の健康状態を同基準に照らし合わせて機能面から審査し、障害の有無と障害証明書の有効期間を決定する。有効期間は、5 歳以下は最長 5 年、6 歳以上は最長 10 年である。

また ANDIS は、その事業の一つとして、社会的弱者のための保健包摂連邦プログラムを実施している。このプログラムの対象者は、障害の有無にかかわらず労働ができないことを理由とする保険料免除年金の受給者及び障害のあるその子ども、そして、社会保険や前払い医療保険といった他の医療サービスを利用できない人となっている。対象者は、全国各 23 州と首都ブエノス・アイレス自治市特別区に設置された同プログラムの運営事務所へ登録申請することで、医療サービスを利用することができる。

リハビリテーションについては、障害者基本サービス法で、基本的サービス・包括的なケアの一環としてリハビリテーションが利用できることが定められている。このリハビリテーションサービスは従来、国立リハビリテーション局が担っていたが、現在は ANDIS がその役割を継承し、州や市町村にある総合病院で提供されている。高度な心理的・身体的リハビリテーション（rehabilitación psicomotriz）を必要とする、亜急性及び慢性の運動系・内蔵系障害のある者（子どもを含む）を対象としたリハビリテーションについては、社会開発省に属する国立スル・フアン・オティミオ・テソネ心理身体的リハビリテーション協会⁴⁹（Instituto Nacional de Rehabilitación Psicofísica del Sur Juan Otimio Tesone）が、一人ひとりに応じた包括的なケアを提供している。また、知的障害者のリハビリテーションについては専門病院⁵⁰が必要なケアを提供している。

総括所見（2012 年）による医療分野の推奨事項は以下のとおり。

⁴⁷ 政府報告、定期報告より収集・編集。

⁴⁸ ANDIS 創設により、同局の機能は ANDIS が継承した。

⁴⁹ <https://www.argentina.gob.ar/salud/inareps/institucional/historia>（参照 2021-01-25）

⁵⁰ Colonia Nacional Dr. Manuel Montes de Oca。1915 年に知的障害者のケアとリハビリテーションのために設立された病院。現在は、障害者の権利保護に基づき、生活の質の向上に向けて事業変革を実施中。

- ・ 障害者を対象に実施する包括的な医療事業を策定すること
- ・ 障害者がハビリテーションとリハビリテーション医療サービス、病院、保健センターを利用できるようにすること
- ・ 障害者の医療を受ける権利を効果的に実現するために、予算資源を配分し、医療従事者に研修を実施すること

② 教育⁵¹

国家教育情報統計局（Dirección Nacional de Información y Estadística Educativa）によると、教育機関に登録されている障害のある児童・生徒の数は、2003年には2万1,704人であったが、2016年には8万6,942人に増加した。

アルゼンチンでは国家教育法において、インクルーシブ教育の原則に基づき、特別支援教育を提供することが定められている。また教育省は、インクルーシブ教育の推進機関である連邦教育審議局との合意により、障害のある児童・生徒を国の教育制度の全レベル・全分野に統合することを義務付けられている。そのために、障害のある児童・生徒が必要とする配慮や支援に関するさまざまな政策の枠組みを承認する役割を担っている。

教育省は、このほか、教育省はインクルーシブ教育を推進するために、教員に向けて次のテーマに関する研修を実施している。

- ・ 教育と情報通信技術に関する高レベルの専門教育
- ・ 障害のある青少年の教育
- ・ 発達上の注意の兆候、初期段階における観察と介入のための指針
- ・ 初期段階での発達障害の検知と予防
- ・ インクルーシブ教育に向けたツール

障害のある生徒の認定と教育制度への包摂に関する規則（2016年連邦教育審議会第311号）では、教育課程開始に際し、通常学校へ入学する権利を障害の有無に関わらずすべての子どもに認めている。学校は障害を理由に入学・再入学を拒否してはならず、間接的にも拒否した場合は差別行為とみなされること、そして障害のある児童・生徒の教育的発展を最適なものとするために、支援機器や合理的配慮を活用したさまざまな支援を受ける機会が保障されることも明記している。また、初等・中等学校に籍を置く障害のある児童・生徒は、個別のインクルーシブ教育計画を作成して、それに沿った教育を受けるという選択肢も用意されている。この選択肢を選んだ場合にも、通常学校と同様に学業や進級の評価が行なわれ、教育課程修了時には修了証や資格が付与されることになっている。このほか、総合ケア施設等で習得した能力に関する証明書を発行し、障害のある生徒の教育の継続、労働市場への包摂、そして自立と発展のレベルを高める取り組みも進めている。

障害のある子どもの家族との連携も行われており、障害のある子ども・青少年が、彼/彼女らに影響を与えるすべての物ごとについて自由に意見を述べる権利を保障できるように

⁵¹ 定期報告より収集・編集

している。

総括所見（2012年）による教育分野の推奨事項は以下のとおり。

- ・ インクルーシブ教育を保障し、障害のある児童・生徒を包摂する教育制度の確立に向けて十分な予算資源を配分し、包括的な教育政策を策定すること
- ・ 先住民や農村部の住民に特別な注意を払い、障害のあるすべての子どもが国の義務教育制度を十分に享受できるようにするための方策を強化すること
- ・ 特別支援学校に通う障害のある児童・生徒が、インクルーシブ教育実施校へ就学できるようにするため、そして、通常教育制度の中で障害のある児童・生徒のために合理的配慮を提供するための必要な措置を講じること

③ ジェンダーと障害⁵²

アルゼンチン政府は2017年、女性のエンパワメント促進をねらいとする総合政策の強化を目的に、国立女性研究所（Instituto Nacional de las Mujeres）を設立した。同研究所が中心となって策定した「機会均等・権利計画」（Plan Nacional de Igualdad de Oportunidades y Derechos）にはANDISも協力し、障害のある女性と女兒の保護も盛り込まれた。また、PNDの枠組みの中で、国立女性研究所とANDISは、性と生殖に関する健康と暴力に関する情報ガイドを作成中である。これは、障害のある女性が、関連サービスの利用を阻む障壁を克服したり、差別的行為を回避したりできるようにするためのもので、すべての障害者、その家族、関係専門家に提供されることになっている。

障害のある女性の雇用に関して労働・雇用・社会保障省では、ジェンダーと障害という二重の要素が疎外、差別、不平等、排除を引き起こしうるとの認識から、積極的是正措置などの推進を進め、障害のある女性へ労働の機会均等を提供する雇用政策を導入している。具体的には、障害のある女性の労働市場への参加・包摂を推進するための啓発活動が、国・州・市町村で実施されている。また、ジェンダーと障害を主流化する方策の一環として、障害のある女性が中小企業に雇用されやすくなるように、能力向上を目的とした意識啓発キャンペーンも展開されている。

また、同じく労働・雇用・社会保障省では、職場暴力担当調整室（Coordinación de Violencia Laboral）と障害のある労働者雇用促進局（Dirección de Promoción de la Empleabilidad de los Trabajadores con Discapacidad）が、女性に対する暴力の防止・処罰・撲滅のための総合保護法⁵³（法律26485号）に基づき、障害のある女性も苦情申立手続きができるよう支援する体制を整備した。

このほか、2016年に制定された民・商法⁵⁴（Nuevo Código Civil y Comercial de la Nación）には、障害者、特に障害のある女性の権利について複数の改正が盛り込まれた。改正には、女子差別撤廃条約、女性に対する暴力の予防・処罰及び根絶に関する米州条約（ベレム・ド・

⁵² 定期報告より収集・編集

⁵³ <http://servicios.infoleg.gob.ar/infolegInternet/anexos/150000-154999/152155/texact.htm>（参照2021-01-16）

⁵⁴ 法改正により、従来の民法と商法が統合された。

パラ条約)⁵⁵及び憲法の内容が反映され、ジェンダーに関する既存の国内法と調和したものとなっている。

総括所見（2012年）によるジェンダー分野の推奨事項は以下のとおり。

- ・ 実効性のある形で障害のある女性と女兒を意思決定過程に参画できるようにしながら、彼女たちの権利の保護と享受を保障する戦略を導入すること
- ・ 男女共同参画関連政策・事業すべてに障害者の視点を取り入れ、障害のある女性が障害のない男性と同じ条件で十分かつ効果的に参加できるよう保障すること

④ 訓練・雇用、就労支援⁵⁶

労働・雇用・社会保障省では、障害者の就労・雇用促進に関する業務を所轄する部局として、障害のある労働者雇用局を設けている。同局では、雇用機会均等推進事業⁵⁷を通じて、障害者の体系的な技能習得、キャリアパス形成支援、実地訓練（On-the-Job Training）などの職業訓練を、各地域にある雇用事務所で実施している。また同局内には、障害者の就労支援や就労を妨げる社会的条件の解消を目的とした、障害者雇用事務所⁵⁸（Oficinas de Empleo para Personas con Discapacidad）が設置されている。障害者向けに、雇用市場・就職活動・職業訓練などに関する情報提供、就職相談・準備支援、就労ガイダンスなどを行っている。障害者基本サービス法では職業訓練を障害者への基本サービスとみなしており、上記の事業・サービスはいずれも障害証明書保持者を対象としている。

雇用主に対しては、障害者雇用事務所が障害者採用の機会・利点・方法などに関する相談、雇用した障害者のフォロー、障害者の就労環境改善支援を行うほか、被雇用障害者1人当たり年間給与の7割に相当する金額の所得税控除、採用初年度の社会保険料半減などの雇用奨励措置を採っている。

また、障害者保護法8条⁵⁹では、政府機関、独立行政機関、地方政府機関、国営企業、公共サービス受託業者などに対して、障害者（障害証明書保持者）の法定雇用率を4%に義務付けている。この雇用率の達成を促進するために、2002年に同法を障害者総合的保護制度法⁶⁰（法律25689号。Sistema de Protección Integral de los Discapacitados）として改正し、障害のある求人応募者の審査において差別事例を調査する制度と、求人募集時の障害者枠を確保する制度を導入した。定期報告によると、2017年12月末時点で、188の省庁、独立行政機関、国立大学の76%が障害者を雇用しており、雇用率は0.91%であった。また、国立リハビリテーション局（当時）が8%、差別・排外主義・人種主義撲滅庁が5.97%、労働・雇用・社会保障省が4.61%など、法定雇用率を満たしている機関があるものの、全体では1.31%にとどまっている。

⁵⁵ https://www.jstage.jst.go.jp/article/kokusaijosei/29/1/29_81/_pdf（参照2021-01-16）

⁵⁶ 政府報告、定期報告より収集・編集。

⁵⁷ <https://www.argentina.gob.ar/trabajo/discapacidad/promover>（参照2021-01-16）

⁵⁸ <https://www.argentina.gob.ar/trabajo/discapacidad/oficinas>（参照2021-01-16）

⁵⁹ <http://servicios.infoleg.gob.ar/informacion/anexos/20000-24999/20620/texact.htm>（参照2021-01-16）

⁶⁰ <https://www.argentina.gob.ar/normativa/nacional/ley-25689-2002-81041>（参照2021-01-16）、

<http://servicios.infoleg.gob.ar/informacion/anexos/80000-84999/81041/norma.htm>（参照2021-01-16）

総括所見（2012年）による労働・雇用分野の推奨事項は以下のとおり。

- ・ 民間セクターや一般市民を対象とした、文化的障壁や障害者に対する偏見をなくすための意識啓発キャンペーンなどを通じた障害者の労働市場への包摂、障害者の労働市場参加を可能にする合理的配慮の提供などを推進する政策を策定すること
- ・ 公的セクターにおける障害者雇用率の遵守をモニタリング・認定する措置を強化すること
- ・ 国及び州レベルでの障害者雇用率の遵守を適切に評価するため、詳細な関連データを体系的に収集すること

⑤ 社会保障を含む障害者への社会サービス⁶¹

障害者の家族を対象とした手当として、失業者、非公式労働者、家内労働者、またはひとり親家庭が障害のある子どもを養育している場合は、年齢の制限なしに国民児童手当を受けることができる。家族手当統一制度（Sistema Único de Asignaciones Familiares）の登録者や失業保険受給者が障害児を養育する場合も児童手当を受けることができる。障害者やその家族が受けられる手当等を表2に示す。

このほか、障害者は以下のような優遇措置を受けることができる。いずれも障害証明書保持者が対象である。

- ・ 障害者とその付き添い1人までの陸上輸送機関の無償利用（障害者総合的保護制度法）
- ・ 国家住宅基金で建設される公営住宅の5%を障害者用住宅として確保（連邦住宅制度法⁶²）
- ・ 国家食料栄養保障計画を通じた、障害者を含む社会的弱者層への食料支援（国家食糧栄養制度法⁶³）
- ・ 国際アクセスマーク取得による有料道路と駐車場の無料利用（移動制限のある者のためのアクセシビリティ法⁶⁴）
- ・ 障害を理由とする保険料免除年金受給者の葬儀手当⁶⁵（補助金及び家族手当法）

表2 障害者／障害者の家族が受給可能な手当

国民児童手当	18歳以下の子ども一人当たり（最大5人まで）、国家社会保障局からの手当を毎月受給できる。障害のある子どもと不就学児がいる家庭は優先措置が採られている。手当総額の80%が月々支給され、残りの20%は年1回、児童手当手帳に記載の就学と健康診断の状況を提示すれば受けとることができる。
ダウン症児の妊婦への家族手当	母親が被雇用者かつ新生児がダウン症の場合、90日間の産前産後休暇期間を含め最大270日間、国家社会保障局から手当を受けとることができる。

⁶¹ 政府報告、定期報告より収集・編集

⁶² <http://servicios.infoleg.gov.ar/infolegInternet/anexos/120000-124999/123278/norma.htm>（参照 2021-01-17）

⁶³ <http://servicios.infoleg.gov.ar/infolegInternet/anexos/80000-84999/81446/norma.htm>（参照 2021-01-17）

⁶⁴ <http://servicios.infoleg.gov.ar/infolegInternet/anexos/0-4999/713/norma.htm>（参照 2021-01-17）

⁶⁵ <https://www.argentina.gov.ar/como-obtener-el-subsidio-por-sepelio-para-personas-que-cobren-pension-no-contributiva-por>（参照 2021-01-17）

障害児のいる家庭への家族手当	18歳以下の子ども、または障害児の場合は年齢制限なく1人当たり、その家族に国家社会保険庁から毎月手当が支給される。
年間学資援助のための家族手当	就学年齢にある、またはリハビリテーションが必要な障害児がいる家庭は国家社会保障庁から年1回手当が支給される。
先天性全盲者の労働者のための退職金制度	45歳以上または積立金を20年以上支払済みの、先天性あるいは後天性の全盲者が受給できる退職金。

出所：障害者のための国家サービス（Servicios del Estado para personas con discapacidad）ウェブサイト⁶⁶より調査チームが作成

表3 障害者が受給できる年金一覧

種類	受給要件	給付額
1. 障害年金	退職年齢未満、66%以上の所得能力喪失、一定期間／額の保険料納付、無職であることなど。	申請時から遡って5年間の平均収入の70%または50%。最低月額6,394.85ペソ ⁶⁷ 、最高月額4万6,849.81ペソ ⁶⁸ 。1年13カ月分(12カ月+0.5月分×2回)支給。
2. 高齢者用障害年金	65才以上、66%以上の所得能力喪失、一定期間／額の保険料納付、他の年金を受給していないことなど。	最低月額は障害年金最低月額(6,394.85ペソ)の70%。1年13カ月分(12カ月+0.5月分×2回)支給。
3. 保険料免除年金	退職年齢未満、76%以上の所得能力喪失、他の年金を受給していないことなど。帰化市民は最低5年、外国人は最低20年国内に居住していること。	最低月額は障害年金最低月額(6,394.85ペソ)の70%

出所：米国社会保障庁ウェブサイトを基に調査チームが作成

障害者が受給できる年金については、障害年金、高齢者用障害年金、保険料免除年金の3種類がある。2017年時点の受給要件と給付額は表3のとおりである⁶⁹。表3の1と2は障害者または高齢者を対象とする年金であるが、3は基本的に低所得者救済用の生活保護で、障害者を含む労働に従事できない者のほか、70歳以上の高齢者と7人以上の子どもがいる母親が対象（要件等は異なる）となっている。2018年7月時点で、この保険料免除年金を受

⁶⁶ <https://www.argentina.gob.ar/andis/servicios-del-estado-para-personas-con-discapacidad>（参照 2021-01-17）手当の金額はウェブサイトからは確認できない。

⁶⁷ 約8,015円（1アルゼンチンペソ=1.25331円。2021年1月JICA統制レート）

⁶⁸ 約5万8,717円

⁶⁹ 米国社会保障庁 <https://www.ssa.gov/policy/docs/progdsc/ssptw/2016-2017/americas/argentina.html>（参照 2021-01-17）

け取っている 104 万 3,322 人のうち、障害証明書保持者は 29 万 6,416 人（女性：13 万 8,045 人、男性：15 万 8,371 人）であった。

総括所見（2012 年）による社会サービス分野の推奨事項は以下のとおり。

- ・ 社会保障に関する法律を見直し、CRPD 第 28 条に準拠し、出稼ぎ労働者や彼/彼女らの障害のある子どもを含む障害者が、社会的保護を非障害者と同等に利用する機会を妨げない条項を策定すること

⑥ バリアフリーなまちづくり、防災計画における障害関連の取り組み

・ バリアフリー⁷⁰

アルゼンチンでは、さまざまな分野でバリアフリー化の取り組みが実施されている。

物理的な障壁については、移動制限のある者のためのアクセシビリティ法⁷¹で、都市、建物、輸送機関におけるアクセシビリティ基準を設けている。主なものを表 4 に示す。

これらの基準の遵守状況を監督する諮問・監視委員会（Comité de Asesoramiento y Contralor）が設けられており、基準の遵守を支援する専門的な相談サービス等を行っている。

住宅については、国家住宅計画（Plan Nacional de Vivienda。2017 年）により、公営住宅の障害者用住宅の設計及び建設には、公営住宅用のアクセシビリティ基準の適用が義務付けられている。

公共交通機関についても、国家交通規則委員会（Comisión Nacional Asesora para la Regulación del Transporte）が、交通事業者の義務項目と車両の技術仕様を含む規則を 2017 年に作成した。障害者の交通機関利用に関する課題について、さまざまな分野から意見を収集する場として、交通に関する障害者の保護・包摂のための諮問委員会（Consejo Consultivo de Inclusión y Protección de las Personas con Discapacidad en el Transporte）が設けられている。

教育分野では、障害のある児童・生徒の学習や参加を制限する障壁を取り除くために、インクルーシブ教育調整室がインフラ総合局と協力し、ANDIS による教育アクセシビリティプログラムを活用して学校のアクセシビリティ確保を進めるよう州政府に働きかけている。同プログラムは、障害者の包摂推進に向けて設立された障害者統合基金を財源としている。

観光分野では、観光省によってアクセシブルな観光に関する研修が、観光事業者、市町村担当者、大学関係者、障害者関連団体、障害者など、さまざまな対象者に向けて実施されている。また、観光省は ANDIS と協定を結び、観光業界を対象とした研修や宿泊施設・サービスのアクセシビリティに関する基準を、DPO や旅行代理店などの協力を得て作成した。障害者が文化遺産や文化的イベントを楽しめるようにするため、文化省はアクセシビリティ推進計画を策定した。さらに PND にも、5 つの国立美術館・博物館への物理的、認識、意思疎通におけるアクセシビリティを確保するための事業が含まれている。

⁷⁰ 定期報告より収集・編集

⁷¹ <http://servicios.infoleg.gob.ar/infolegInternet/anexos/0-4999/713/norma.htm>（参照 2021-01-17）

表 4 都市、建物、輸送機関におけるアクセシビリティ基準

都市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行者用通路は車いす利用者と歩行者が通行できる幅とする。表面に突起物や開口部を付さない ・ 公園や広場に障害者利用可能な公共トイレを設置する ・ 駐車場では歩行者用通路に近い場所に障害者用車両駐車を明示・確保する ・ 交通標識や信号を、視覚障害者や車いす利用者の障壁とならないよう配置する
建物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設は障害者が建築的障壁なく施設へ入ることができる入口を一つ以上設けてアクセス・利用できるようにする。また、施設に通じる歩道近くに障害者用車両駐車を確保する ・ 劇場などには車いす利用者専用席を確保・表示する ・ エレベーター付き共同住宅施設は公道や共用部分とつながったルートを設ける ・ 障害者用住宅の設計・施工・改造は規則で設定した条件・角度を守る
輸送・交通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通機関の各車両のドア近くに障害者専用シートを確保する ・ 障害者はどの扉からも降車可能とする ・ 交通機関の床は滑らないものとし、杖、松葉杖、車いすのほか障害者が使うものを置ける空間を確保する ・ 飛行機では入口近くに障害者専用席を設置する ・ 駅構内の歩行者用ルートは車いす利用者と歩行者が通行できる幅とする ・ プラットフォームの端は認知可能なものとし、滑らないものとする

出所：移動制限のある者のためのアクセシビリティ法を基に調査チームが作成

情報・サービス面では、ウェブページ情報アクセシビリティ法（2010年）により、省庁、国営企業、公共事業受託業者はアクセシビリティ基準・義務項目に従ってウェブページをデザインし、障害者がその情報内容を利用でき、かつ機会均等が確保されるようにすることが定められた。例えば、司法省の国家法律情報システム局（Dirección Nacional del Sistema Argentino de Información Jurídica）は、学習障害者を含む誰もが理解しやすい文章、図、レイアウトで情報を提供する Easy Read フォーマットで法律関連情報の簡略版を提供している。ANDIS のウェブサイトも Easy Read フォーマットを採用している⁷²。

このほか、選挙におけるアクセシビリティの確保に向けた取り組みも行われている⁷³。障害者や高齢者、妊婦、けが人などが他の人と平等な条件下で投票の権利を行使できるよう、コミュニケーション、建築面、投票手順、社会文化面での障壁を取り除くための、必要な措

⁷² <https://www.argentina.gob.ar/andis>（参照 2021-01-16）

⁷³ <https://www.argentina.gob.ar/interior/dine/electores/votoaccesible>（参照 2021-01-16）

置を実施している。

総括所見（2012年）によるアクセシビリティ分野の推奨事項は以下のとおり。

- ・ アクセシビリティに関する国内法の遵守状況をモニタリング・評価する実効性のある仕組みを確立すること
- ・ 連邦法と州法を CRPD に準拠させるため、そしてアクセシビリティ計画を策定・実施するための必要な措置を講じること

・ 防災⁷⁴

アルゼンチン政府は、2011年に制定された国家総合リスク管理・国民保護システム法（Sistema Nacional para la Gestión Integral del Riesgo y la Protección Civil。法律 27287号）に基づき、国家総合リスク管理・国民保護システムを策定した。同システムは、最適な防災・減災、危機管理、復興活動を行うことを目的とした、行政・NGO・市民社会の取り組みを調整する国の枠組みである。同システムはまた、「仙台防災枠組 2015-2030」に準じた大規模な防災・減災国家計画として初めて策定されたものである。策定プロセスには、CONADIS（現 ANDIS）のほか、司法省の国家人権局や労働省の社会保障局などの中央政府機関、アルゼンチン赤十字などの NGO、社会的弱者を代表する団体が参加した。

このほか、外務省は国際人道法適用委員会（Comisión de Aplicación de Derecho Internacional Humanitario）の枠組みにおいて、紛争・災害時に障害者が必要とする支援を分析し、支援手順の草案づくりに取り組んでいる。

⑦ 障害と開発分野の国際協力実績

日本政府 ⁷⁵	【草の根人間の安全保障無償資金協力（在アルゼンチン日本国大使館）】 ・ カニユエラス市障害者訓練施設整備計画（2013年） 【草の根技術協力事業】 ・ ママ・パパ・家族でできる障害児発達・アルゼンチンに障害児発達指導員の普及を！（2009-2011年）
他ドナー	【国際機関】 ・ 国連児童基金 ⁷⁶ インクルーシブ教育に関する規則第 311 号（2016年）に関する分析及び報告書作成（2019年。教育省と連携）

2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発（CBR/CBID）の状況

政府報告によると、2004年に保健省により、母子の疾病罹患率と死亡率の低下に寄与することを目的とした「アルゼンチン誕生計画プログラム」が策定された。このプログラムは

⁷⁴ 定期報告より収集・編集

⁷⁵ JICA 障害と開発パンフレット、外務省国別約束情報年度別交換公文（E/N）データ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html>（参照 2021-01-06）を基に記載

⁷⁶ 定期報告より収集・編集

中央政府と州政府によって実施されるもので、構成要素の一つとして、障害者へのヘルスケアプログラム、個人及び家族への支援プログラムとともに、地域に根ざしたリハビリテーション（Community-based Rehabilitation。以下、「CBR」）戦略が含められた。

また、当時の国立リハビリテーション局の活動目標の一つに CBR 戦略が位置付けられ、障害者の余暇・スポーツに関する連邦プログラムが提供する研修においても CBR 戦略のテーマが扱われた。加えて、中南米諸国、ポルトガル、スペインによるイベロアメリカ政府間ネットワークが2003～2010年に実施した研修で、アクセシビリティ、障害証明に並んで CBR のテーマが取り上げられた。

他方、定期報告によると、2016年に社会開発省に属する国立子ども・青少年・家族局（Secretaría Nacional de Niñez, Adolescencia y Familia）内に、視覚障害のある子ども・青少年の権利に関する連邦監視室が設置された。この監視室は視覚障害者が置かれている状況の調査・分析を行い、保健省に対して包括的・永続的な支援について提案を行っている。こうした活動に取り組むにあたり、CBR の促進を戦略の柱の一つとしている。

2-6. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況⁷⁷

アルゼンチン政府は2015年4月1日にマラケシュ条約を批准した。その後、条約履行に必要な国内法の改正に向けた手続きが開始され、2016年から2017年にかけて視覚・聴覚・知的障害者団体の参加の下で、改正案の検討が行われた。その結果、2018年に国会審議が始まり、2020年11月に知的財産権法（法律11723号）第36条の改正が下院の全会一致で可決、承認された。この改正により障害者の著作物へのアクセス拡大が可能となった。

2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響

アルゼンチンにおける2021年1月16日時点の新型コロナウイルス感染者総数は179万1,979人、死亡者数は4万5,295人である⁷⁸。国内の居住者または短期滞在者を対象とした在宅措置は1月31日まで延長されている。2021年1月20日時点で、教育機関の全国的かつ全面的な閉鎖と、すべての地域からの入国禁止が継続されている⁷⁹。

本調査では、オンラインでアンケート・インタビュー調査を実施し、アルゼンチンの障害者団体⁸⁰から回答を得て、以下の通りコロナ禍が障害者にもたらした影響を取りまとめた。

① 各国政府が実施したコロナウイルス対策における障害者への合理的配慮

アルゼンチン政府が実施した障害者への合理的配慮については情報が不足している。一

⁷⁷ <https://www.argentina.gob.ar/noticias/ampliacion-del-derecho-de-acceso-la-lectura-para-personas-con-discapacidad>（参照2021-01-20）、<https://www.tiflonexos.org/content/marrakech-en-vigencia-los-formatos-accesibles-no-pagan-derecho-autor>（参照2021-01-20）を基に収集・編集

⁷⁸ 外務省海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=105469>（参照2021-01-20）

⁷⁹ ロイターCOVID-19 Global tracker ウェブサイト <https://graphics.reuters.com/world-coronavirus-tracker-and-maps/ja/countries-and-territories/argentina/>（参照2021-01-20）

⁸⁰ アスル協会（Asociación Azul）

方、政府による支援については、障害者は必ずしも他の人と平等に支援を受けられていない。

② 障害者が保健サービスを受ける権利に対するコロナ禍の影響

障害者が日常的に必要なとする医療サービスや生活用品等へは、通常どおり利用することができておらず、財政が厳しい地域では十分な支援がなされていない。また、緊急措置が必要な際などに障害者が優先的に治療を受けることができていない。医療施設等における障害者が必要な配慮やアクセシビリティは、施設によって確保されている場合とそうでない場合がある。

他方、医療従事者や介助者からの感染を防ぐために必要な処置は一定程度とられている。また、障害証明書の期限延長措置が決定された⁸¹。

③ 障害者が教育を受ける権利に対するコロナ禍の影響

2021年1月20日時点で、対面授業ではなくオンライン授業が行われているが、障害のある児童・生徒の包摂の程度は、社会層によって異なっている。オンライン授業に伴う各種のサポートが得にくい、インターネットや必要な技術へのアクセスが確保できない場合もある。

④ 障害者の移動に対するコロナ禍の影響

在宅措置が継続しており、障害者の移動に与える影響については情報が不足しているが、移動のアクセシビリティに関してはコロナ禍以前より国内での格差が激しく、アクセシブルな交通機関がある地域が少ない。

⑤ 障害者の就労に対するコロナ禍の影響

障害者の多くが失業という影響を受けているが、詳しい情報については今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった。

⑥ 障害者への情報保障に対するコロナ禍の影響

感染状況や感染予防に関する情報、行政の各種対策・措置や支援等に関する情報について、障害者は十分にアクセスができない状況にある。また、文字による情報伝達が多く、視覚、聴覚、知的障害者が理解しやすい形式になっていない。

公共・商業施設においては、手指消毒剤へ障害者がアクセスできるように配慮がなされている場合がある。

⁸¹ <https://www.argentina.gob.ar/como-obtener-el-certificado-unico-de-discapacidad-cud> (参照 2021-01-20)

3. 障害関連団体の活動概況

3-1. 障害当事者団体の活動概要

団体名	概要
全盲・弱視者団体による アルゼンチン連盟 Federación Argentina de Instituciones de Ciegos y Amblíopes ⁸² (FAICA)	1986年に設立された、視覚障害者による団体を取りまとめる連盟。47団体が加盟している。国内外での視覚障害者の能力の周知、人権の観点によるコミュニティへの参加を目指し、政府機関やNGO、企業などと連携して公共政策や関連事業を実施している。ラテンアメリカ ONCE 財団が運営する「視覚障害者のための労働インクルージョン AGORA プログラム」の実施団体である。障害の社会モデルへの転換にも取り組んでいる。
アスル協会 Asociación Azul ⁸³	2008年に設立された、さまざまな障害種別によるDPO。障害者が地域に包摂され、自身の考えや意見に基づいて生活を送れるようにすることを協会の使命としている。 また、活動目的として、自立生活運動の理念に基づいて障害者が自身の人生の主役として人生の選択をできるようになることや、CRPDの原則と行動を現実のものにすること、話すこと・コミュニケーションに大きな困難のある障害者の情報・コミュニケーションの権利を保障することを掲げている。
アルゼンチン聴覚障害者 同盟 Confederación Argentina de Sordos ⁸⁴	1957年設立の聴覚障害者の権利の推進・擁護を目的としたNGOで、世界ろう連盟に加盟している。国内にある42の聴覚障害者団体のうち22団体で構成される。教育、保健、司法、アルゼンチン手話などの分野で活動を展開する。

⁸² <http://www.faica.org.ar/index.php> (参照 2021-01-20)

⁸³ <http://www.asociacionazul.org.ar/> (参照 2021-01-20)

⁸⁴ <https://cas.org.ar/old/> (参照 2021-01-20)

3-2. 障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
<p>障害者の権利のためのネットワーク Red por los Derechos de las Personas con Discapacidad⁸⁵</p>	<p>障害の社会モデルに基づいて、障害者の権利を擁護することを目的とする支援団体。1998年に、権利の主体者として包摂に取り組んできた複数の障害者団体が統合して設立された。当初は身体障害者により構成されていたが、現在は、視覚、聴覚、身体、知的、その他の障害者とともに多岐にわたる活動を行っている。活動は司法アクセスの改善、ネットワーク内での障害の社会モデルの促進、法定雇用率の遵守の促進、包括的な自立生活サービスの構築、インクルーシブ教育の推進などである。</p>
<p>知的障害者支援アルゼンチン連盟 Federación Argentina de Entidades Pro Atención a las Personas con Discapacidad Intelectual⁸⁶</p>	<p>障害者の権利擁護を行う団体を統括する全国レベルの連盟。1966年に知的障害児の保護者による複数の協会によって設立された。同年、後に障害者保護法となるプロジェクトの策定を開始した。障害分野に関わる団体が参加する全国会議を定期的に開催し、障害に関する他の重点分野にも活動を広げる（デイセンター、治療ワークショップ、レクリエーションセンターなど）。</p>
<p>シビル・アンダール協会 Asociación Civil Andar⁸⁷</p>	<p>ブエノス・アイレス州モレノ市にある障害者支援団体。障害者の生活の質の改善、家族の絆の強化、社会参加の促進を目的とし、仕事、スポーツ、芸術、文化、保健を通じて、障害者の潜在能力の創造的発展のための機会を創出している。協会の本部が置かれるアンダール農場では、障害者とともに生産、文化、治療、社会、スポーツなどの活動を展開している。</p>
<p>平等と正義のための市民連合 Asociación Civil por la Igualdad y la Justicia⁸⁸</p>	<p>2002年設立の、社会からより重大な不利益を受けているグループの権利の擁護と、アルゼンチンの民主主義の強化を目的とした組織。民主的組織の強化に寄与すること、基本的人権の尊重を推進すること、より脆弱な社会層の保護に向けた活動を行うことを使命としている。障害分野に関しては、CRPDの原則に従い、障害者の社会参加を阻む障壁の特定、それらの克服のための戦略の策定と実行に向けた活動を行っている。また、障害者にとって公平、平等、包摂的な社会を構築する行動を促進している。</p>

⁸⁵ <http://www.redi.org.ar/> (参照 2021-01-20)

⁸⁶ <http://www.fendim.com.ar/>、<https://www.facebook.com/Fendim-668991486512983/> (参照 2021-01-20)

⁸⁷ <https://www.granjaandar.org.ar/> (参照 2021-01-20)

⁸⁸ <https://acij.org.ar/> (参照 2021-01-20)

4. 参考資料

- ANDIS (2017) *Informe de Gestión de la Agencia Nacional de Discapacidad*
- ANDIS (2017) *Plan Nacional de Discapacidad 2017-2022*
- ANDIS, INDEC (2018) *Estudio Nacional sobre el Perfil de las Personas con Discapacidad Resultados definitivos 2018*
- Comisión Nacional Asesora para la Integración de Personas Discapacitadas (2003) *Plan Nacional de Accesibilidad*
- Government of Argentina (2010) *CRPD Informes iniciales presentados por los Estados partes de conformidad con el artículo 35 de la Convención*
- INDEC (2019) *Identificación de la población con discapacidad en la Argentina: aprendizajes y desafíos hacia la Ronda Censal 2020*
- Ministerio de Salud (2013) *Plan Nacional de Salud Mental 2013*
- UN (2012) *CRPD Observaciones finales sobre el informe inicial de Argentina, aprobadas por el Comité en su octavo período de sesiones*
- UN (2018) *CRPD Informes periódicos segundo y tercero combinados que la Argentina debía presentar en 2018 en virtud del artículo 35 de la Convención*
- 林陽子 (2018) 「女性差別撤廃委員会における『女性に対する暴力 (VAW)』への取組み」『国際女性』No.29, p.81-83
- <ウェブ情報>
- JICA (2017) 『すべての人々が恩恵を受ける世界を目指して「障害と開発」への取組み』
https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-tt/disability_and_development.pdf
(参照 2021-01-20)